

豊中市公共施設等総合管理計画の新旧対照表

(傍線の箇所は、改訂部分を示す。)

(現行)	(改訂後)
<p>P. 37</p> <p>災害発生時においては、公園は<u>一次避難場所</u>として、学校やコミュニティ施設は避難施設として、庁舎は災害対策本部として、適切に機能しなければなりません。</p> <p>建物施設については、「<u>豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画</u>」(平成19年度策定・平成28年度改定予定)に基づき、災害時の応急対策上、重要な機能を果たす又は地域の拠点となる施設について、計画的に耐震化事業を進めており、<u>平成27年度には同計画の当初目標である、市有建築物の耐震化率90%以上を達成</u>しています。</p> <p>上下水道施設については、「下水道重要管路の耐震化」「処理場・ポンプ場の耐震化」「水道管路の耐震化ネットワークの構築」「<u>応急給水栓の整備</u>」などを進めています。一例として、断水被害を最小限に留めるため、「<u>とよなか水未来構想</u>」(平成20年度策定)に基づき、耐震性の高い水道管路の敷設を進め、<u>平成27年度には水道管路耐震性適合率26.8%を達成し、配水池についても耐震補強を進め、配水池耐震化率61.3%を達成</u>しています。</p> <p>道路については「<u>第2次豊中市道路整備計画</u>」(平成22年度策定)のもと、災害に強い道路網構築のため、避難路や救援</p>	<p>P. 37</p> <p>災害発生時においては、公園は<u>緊急の避難場所</u>として、学校やコミュニティ施設は避難施設として、庁舎は災害対策本部として、適切に機能しなければなりません。</p> <p>建物施設については、「<u>豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画</u>」(平成19年度(2007年度)策定・平成28年度(2016年度)改定)に基づき、災害時の応急対策上、重要な機能を果たす又は地域の拠点となる施設について、計画的に耐震化事業を進めており、<u>平成28年度(2016年度)改定の同計画の目標である、市有建築物の耐震化率100%を達成</u>しています。</p> <p>上下水道施設については、「下水道重要管路の耐震化」「処理場・ポンプ場の耐震化」「水道管路の耐震化ネットワークの構築」「<u>重要給水施設への配水ルート</u>の耐震化」などを進めています。一例として、断水被害を最小限に留めるため、「<u>第2次とよなか水未来構想</u>」(平成29年度(2017年度)策定・令和2年度(2020年度)改定)に基づき、耐震性の高い水道管路の敷設を進め、<u>令和2年度(2020年度)には水道管路耐震性適合率33.8%を達成</u>しています。なお、配水池については令和元年度(2019年度)に配水池耐震化率100%を達成しています。</p> <p>道路については「<u>第3次豊中市道路整備計画</u>」(平成29年度(2017年度)策定)のもと、災害に強い道路網構築のため、</p>

(現行)	(改訂後)
<p>路及び災害拡大の遮断空間として機能する防災ラインの整備、落橋防止や橋脚補強などの橋りょう整備、さらには都市型の集中豪雨に対応するための道路整備などを進めているところです。</p> <p>(記載なし)</p> <p>P. 42 (記載なし)</p> <p>P. 44 <u>管理費の削減方策事例</u> ・類似業務の委託一括化 従来は、施設Aと施設Bが同様の清掃業務委託を行う場合、各施設が単独で入札を行い、別契約で業務委託を行ってきました。これらの業務委託を一括化することで、一般的には単価を安く設定できるため、委託料総額を削減することができます。</p>	<p>避難路や救援路及び災害拡大の遮断空間として機能する防災ラインの整備、落橋防止や橋脚補強などの橋りょう整備、さらには都市型の集中豪雨に対応するための道路整備などを進めているところです。</p> <p>(4) <u>地域環境配慮型公共施設の推進</u> <u>地球温暖化対策計画(令和3年(2021年)10月22日閣議決定)では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。</u> <u>このため、公共施設においても太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入、木材の利用等の取り組みを推進していきます。</u></p> <p>P. 43 <u>表IV-2 (追加)</u></p> <p>P. 45 <u>管理費の削減方策事例</u> ・類似業務の委託一括化 従来は、施設Aと施設Bが同様の清掃業務委託を行う場合、各施設が単独で入札を行い、別契約で業務委託を行ってきました。これらの業務委託を一括化することで、一般的には単価を安く設定できるため、委託料総額を削減することができます。</p>

(現行)	(改訂後)
<p>P. 45 (記載なし)</p>	<p>P. 46 <u>計画策定時からの取組み実績</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>包括施設管理委託の導入</u> 指定管理者制度導入施設等を除く市が直接管理する 149 の公共施設について、<u>保守管理や軽易な維持修繕業務を一括的に委託する包括施設管理委託を令和 3 年 (2021 年) 10 月から導入しました。</u> これまで個別の施設ごとに発注していた業務を一括化することで、<u>業務の効率化やコスト削減が行える上に、民間の技術や管理ノウハウが活用されることで、施設に係る保守管理の質や安全性能の維持・向上が図られます。また、再委託先となる市内事業者の活用・育成をこれまで以上に進めることで、災害発生時の緊急対応体制の強化や、将来的な法人税収の確保といった歳入確保の取り組みにもつなげることができます。</u> </p>
<p>P. 48 <u>表Ⅳ－ 2</u></p> <p><u>表Ⅳ－ 3</u></p> <p>(記載なし)</p>	<p>P. 49 <u>表Ⅳ－ 3</u></p> <p><u>表Ⅳ－ 4</u></p> <p>P. 50 <u>なお、市内には大阪府が管理する公共施設も配置されていることから、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」に基づく府の取り組み、施策との関連などを踏まえ、総合的に検討を行うものとします。</u></p>

(現行)	(改訂後)
<p>P. 50</p> <p>施設に関する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、市民ニーズに応じた機能整備に取り組むことにより、施設利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用に関わる様々な情報の、幅広い世代への多様な媒体を用いた周知 ・利用者の意見や民間事業者の提案などを取り入れ、利用者の立場に立った機能整備 <p><u>充実した情報提供を行うことにより、普段から施設を利用している人にとって利便性が高まるとともに、新規利用が促進される効果も期待できます。</u></p> <p><u>スロープの設置や多目的トイレへの改修等、既存施設のバリアフリー化については取組みを今後も継続します。</u></p>	<p>P. 52</p> <p>施設に関する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、市民ニーズに応じた機能整備に取り組むことにより、施設利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用に関わる様々な情報の、幅広い世代への多様な媒体を用いた周知 ・<u>ユニバーサルデザイン化の推進</u> ・利用者の意見や民間事業者の提案などを取り入れ、利用者の立場に立った機能整備 <p><u>充実した情報提供を行うことにより、市民の相談窓口が分かりやすくなるなどセーフティネット機能の強化につながるとともに、普段から施設を利用している人の利便性の向上や、新規利用の促進といった効果も期待できます。</u></p> <p><u>本市においては、これまでバリアフリー事業の進行管理及び継続的改善のための意見交換の場として豊中市バリアフリー推進協議会を設置し、施設のバリアフリー化に代表されるハード整備やソフト施策等の進捗管理を行ってきました。令和3年度（2021年度）にはバリアフリー法の改正を受け「豊中市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」を策定することとしており、ユニバーサルデザインの視点に立った更なるバリアフリーの推進をめざしています。スロープの設置やバリアフリートイレへの改修等、既存施設のバリアフリー化については今後も取組みを継続するとともに、施設のバリアフリー情報に関する情報発信や、多様な個性を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニ</u></p>

(現行)	(改訂後)
<p>P. 53 (2) <u>公共施設跡地の有効活用</u> 今後、公共施設の再編を進めていく上では、施設の廃止や集約化後の<u>跡地</u>の有効活用についても、検討する必要があります。 <u>これまで、公共施設の跡地については、庁内で利活用意向を調整したうえで、転用・貸付・売却などを行ってきましたが、市有財産を有効に活用し、まちの活性化や政策課題の解決につなげるためには、その土地・建物の市場性等も含めた評価を行う必要があります。</u></p> <p>P. 56 各施設分野ごとの<u>まとめは以下のとおりです。</u></p> <p>P. 57～P. 77 <u>(表)</u></p>	<p><u>ケーションをとり、支えあう「心のバリアフリー化」についても取り組みを推進します。</u></p> <p>P. 54 (2) <u>公共施設跡の有効活用</u> 今後、公共施設の再編を進めていく上では、施設の廃止や集約化後の<u>公共施設跡</u>の有効活用についても、検討する必要があります。 <u>公共施設跡については、配置状況や建物のライフサイクルコスト等を総合的に評価し、本市の施策推進に有効と認められる場合は転用を行います。</u> <u>市として活用しない未利用普通財産については、貸付または売却をはじめとした活用手法について幅広く検討を行うものとし、未利用普通財産を有効活用することにより、自主財源の確保だけでなく、まちの活性化や政策課題の解決といった効果も期待できます。</u></p> <p>P. 57 各施設分野の現状と課題、再編の取り組み状況と今後の方針については、<u>毎年度更新する個別施設計画にまとめるものとし、</u></p> <p><u>(表)を削除。(各施設分野の現状と課題、再編の取り組み状況と今後の方針については、個別施設計画へ統合。)</u></p>

(現行)	(改訂後)
<p>P. 78</p> <p>「個別施設計画」については、毎年度更新を行い、公表します。また、<u>施設の建替えや修繕にかかる決算額や延床面積等</u>についても、固定資産台帳と連携しながら把握し、決算資料等を活用した公表を進めます。</p>	<p>P. 58</p> <p>「個別施設計画」については、毎年度更新を行い、公表します。また、<u>施設再編の実績や延床面積の推移、建替えや修繕にかかる決算額や有形固定資産減価償却率の推移等</u>についても、固定資産台帳と連携しながら把握し、決算資料等を活用した公表を進めます。</p>